

# 一般財団法人 国際福祉人権研究財団

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 国際福祉人権研究財団と称する。

2 この法人の英文表示は、

Research Foundation for the Furtherance of global human welfare & well-being とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川西市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、その他従たる事務所や諸外国に駐在事務所を設けることができる。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人命、人権、貢献を理念とした福祉に基づく研究と支援事業を目的とする。

第一に、本邦及び諸外国の福祉に関わる人権侵害、人種差別、民族差別、男女性差、教育格差、貧富格差、環境問題などについて世界基準を軸に研究し、そして国内外における人身取引や人権侵害を防止する為の支援を目的とする。その上で、本邦は基より各諸外国の、被害者支援や訴訟を行うなどの付随する目的を含む事とする。

第二に、民族・人種の差別なき人権の尊重、地域社会の福祉向上、雇用による地域活性化等に資する支援を目的とする。その上で、本邦は基より各諸外国の、文化、伝統、風土、宗教を重んじつつ、時代の要請にも適った方法を研究して芸術・文化の交流振興や支援を行うなどの付随する目的を含む事とする。

第三に、未成年者の健全な発育、勤労福祉の増進その他世界経済の円滑な成長、発展と国際交流の進展、繁栄、そして世界の調和ある健全な地域社会の向上に貢献し、より良い国際社会への公益実現に寄与することを目的とする。その上で、本邦は基より各諸外国の、社会階層の格差是正、循環型社会環境への移行、活力ある地域の社会システムづくりを目指し、科学技術の発展、公益性ある環境作りを支援し、その上で全人格的に教育を支援して、次世代の真のリーダー育成を目指す教育機関などの設立や支援を行うなどの付随する目的を含む事とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、自己管理及び調整能力や自己抵抗及び防御能力の低い個人の権利の尊重尊重、人身取引防止、健全な育成、福祉の増進や支援、その他の社会形成推進を目的とする事業
- 2、犯罪の防止又は治安の維持、或いは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 3、人種、民族、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 4、思想、良心、信教又は表現の自由意思を尊重擁護する目的、或いは差別、偏見の防止を目的とする事業
- 5、男女共同参画社会の形成その他のより良い社会形成の推進を目的とする事業
- 6、事故や災害で両親不在の事情、望まない妊娠、虐待や誘拐などの保護すべき事由がある乳児、児童又は青少年の健全な育成を目的とする福祉事業
- 7、前項の養子縁組、里親制度に関する普及、啓発活動或いは国際養子縁組や特別養子縁組の支援、普及事業及び養子縁組あっせん事業
- 8、高齢者の介護福祉増進や虐待防止を目的とする福祉事業

- 9、保育事業や介護事業の技術支援や国際認定制度の設置、教育或いは認定事業
  - 10、各種学校、技術研修施設等建設の為に必要な支援、振興などを目的とする事業
  - 11、学術及び科学技術の支援、振興を目的とする事業
  - 12、武術、武道、スポーツ或いは、文化、芸術、芸能、伝統舞踊などの支援、振興及び国際交流などを目的とする事業
  - 13、国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
  - 14、外国人技能実習生或いは、EPA, 日本 ASEAN 包括的経済連携協定等の受入支援、監理及び職業紹介事業や、それに付随する事業
  - 15、勤労意欲のある者に対する就労の支援、或いは勤労者の福祉の向上を目的とする事業
  - 16、障害者若しくは生活困窮者又は犯罪による被害者の支援を目的とする事業
  - 17、震災、災害、事故防止活動、或いはそれらの被害者支援を目的とする事業
  - 18、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
  - 19、地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
  - 20、国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
  - 21、地域社会の健全な発展、公衆衛生の向上を目的とする事業
  - 22、国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
  - 23、寄附金の募集を目的とする事業
  - 24、前各号以外に、この法人の目的を達成するために必要な公益事業
- 2 前項の事業は、本邦及び諸外国において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所及び従たる事務所にて、公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 資産及び会計

(財産の抛却及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が抛却する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 雨谷康弘 現金 300万円

(基本財産)

第7条 前条の財産を基本財産とする。また、第3条の目的を達成するうえで不可欠な基本財産を抛却された場合には、これらの財産をも含めて基本財産とし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。やむを得ない理由によりその一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

2 前項の基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年度事業開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)の法定監査基準を満たす場合)

2 前項の承認を受けた書類のうち、一般法人法施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第(1)、(2)号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に10年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(剰余金の不分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人の役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき、2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が欠けた場合又は第12条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員の報酬は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として、毎年定期に年1回開催する。そのほか必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 代表理事は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第60条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事或いは監事がこれに署名若しくは記名押印し、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(評議員会規則)

第24条 評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

## 第6章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

4 この法人に、会計監査人1名を置く。但し一般法人法の法定監査基準に満たない場合は、監査法人、或いは公認会計士を顧問として選定し、委任する。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事をもって理事長とし、業務執行理事のうち、1名を副理事長(専務理事)、1名を副理事長代行(常務理事)とすることができる。

3 監事及び会計監査人は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係がある者を含む。)の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして認定法施行令(以下「政令」)で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 専務理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。また、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第29条 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書(一般法人法の法定監査基準を満たす場合)を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項に定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第32条 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。また常勤の役員は報酬を支給することができる。その額は、その額は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬規程による。

(名誉会長及び相談役)

第33条 この法人に、名誉会長及び相談役を若干名置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、学識等経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び相談役は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

4 名誉会長及び相談役の報酬は、無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第35条 本財団は、一般法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同法第198条において読み替えて準用する同法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本財団は、外部役員(同法第198条において読み替えて準用する同法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事及び同法第198条において読み替えて準用する同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。)との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、前項の最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び相談役の選任及び解任
- (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第35条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第38条 通常理事会は、毎年定期に、年1回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。



(3) 前号の請求があった日から1週間以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第100条に規定する場合において、必要があると認めて代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は、代表理事が招集する。但し、前条第2項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から1週間以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第62条において準用する同規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会における、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に

より、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 参与、事務局及び委員会

(参与)

第50条 本財団は、事業の円滑な実施のため、必要に応じ参与若干名を置くことができる。

2 参与は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 参与の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

4 参与に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

5 参与は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

6 参与は、理事会の承認を得て監事の代行に任免する事が出来る。

7 参与の報酬は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。また常勤の参与は報酬を支給することができる。その額は、その額は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬規程による。

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、委員会を設置することができる。

2 委員会は、理事及び会員の中から理事長が委嘱した委員をもって構成する。但し、理事長は、外部学識等経験者を委員に委嘱することができる。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第11章 附 則

(設立時の評議員)

第55条 この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員 八木常光 河野章 大野達弘

(設立時の役員等)

第56条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事 雨谷康弘

設立時理事 中田忠夫己 池田博士 雨谷康弘

設立時監事 清水千郁

(最初の事業計画等)

第57条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年11月30日までとする。

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法、その他の政令に従う。

(設立者の氏名及び住所)

第60条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 兵庫県川西市火打2丁目16番23号

設立者 雨谷康弘

以上、一般財団法人 国際福祉人権研究財団の設立のため、設立者は本定款を作成し、これに署名捺印する。

平成 29 年 11 月 30 日

設立者

兵庫県川西市火打2丁目16番23号

